

一般廃棄物処理業許可証

住所 宇部市西平原二丁目7番1号

氏名 株式会社 三城商事  
代表取締役 大城 明夫

令和8年3月4日 付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 8 年 3 月 10 日

山陽小野田市長 藤田 剛



記

- |   |               |                                |
|---|---------------|--------------------------------|
| 1 | 取扱廃棄物の種類      | 一般廃棄物 (し尿及び浄化槽汚泥を除く)           |
| 2 | 収集・運搬・処分の別    | 収集・運搬                          |
| 3 | 許可する区域        | 山陽小野田市内                        |
| 4 | 許可の期間         | (自) 令和8年4月1日<br>(至) 令和10年3月31日 |
| 5 | 事業の用に供する施設の状況 | 収集運搬車両 19 台                    |

6 許可条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。
- (2) 山陽小野田市の分別基準に従い可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの分別を徹底すること。
- (3) 収集運搬車両については収集物の飛散落下防止措置を講ずること。
- (4) 事業内容の変更等必要事項が生じたときは10日以内に報告すること。
- (5) 本市環境衛生センターに持込める事業系一般廃棄物は、紙類、木草類、天然繊維くず、厨芥類、厨芥類等との分離が困難なビニール又はプラスチック容器等の混合ごみのみとします。
- (6) 搬入管理票の排出元やごみの種別については、適正に記載すること。
- (7) 任意に展開検査を行うので、産業廃棄物や市外の廃棄物の搬入をおこなわないこと。また、再資源化できる紙ごみを可燃ごみとして搬入しないこと。
- (8) 法定記載事項を満たした帳簿を管理し、毎年閉鎖し、5年間保存すること。